

justax

No.29

DEC'95

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

警告! 仕入税額控除の全額否認!

税理士職業賠償責任保険の支払は、7割が消費税の事案であるということですが、導入当時は余り問題とされていなかった、帳簿又は請求書の「保存」をめぐる裁決が重要なテーマとして注目されています。特に平成9年4月からは、現在の消費税法30条⑦項の「帳簿又は請求書等の保存」が「帳簿及び請求書等の保存」に改正されることを考えると、この条件の厳しさを改めて認識し直すことと同時に、消費税法上の「保存」の概念が更に明確にされることを望まずにはいられません(平6.12.21裁決)。

◎審査請求人は、絵画等美術品販売業を営む法人です。通常の商品製造業や販売業と異なり、この業種は、仕入先の氏名等が実在する者かどうかを確認することが難しい場合もあり得ると推察されています。

この法人の帳簿・請求書等には消費税法30条⑧項、⑨項に定める事項のすべてが、記載されていました。しかし、課税庁はその仕入先の実在と特定が可能でない限り、仕入税額控除は認められないとする処分を行ったのです。その取引相手の氏名等が真実であるか否かを、その都度確認する法律上の権限は、美術商にはありません。しかし、美術商側は美術品に後日瑕疵が存在した場合などのトラブルに備え、美術品を持ち込んだ者と、受領した領収証等の名義人の関連が明らかでないような場合には、持ち込んだ者の真正な住所、氏名をひそかに記録した手帳を保有していました。そして、この問題はたぶん行政訴訟にならないと決着しないと思われるから、裁判の場で裁判官にだけ手帳を見せると主張しました。

◎課税庁側は、確かに、この法人の仕入先元帳は**外観上**は消費税法30条⑧項一イないしニの事項についての記載があるし、請求書等には**外観上**、同条⑨項一イないしホの記載が一応されているが、仕入先元帳に記載されている相手の実在が確認できないし、請求書等には相手方の氏名又は名称のみが記載されているが、**住所の記載がないために相手方の特定が**

できない者があること。また、特定できない者については、仕入税額控除ができないと再三調査担当者が代表取締役に対して明確にするよう求めたにもかかわらず、事業を継続していくことができないということを理由に、明らかにしなかったことなどから、同条⑦項の保存をしない場合に該当し仕入税額控除は認められないと主張しました。

◎国税不服審判所は、仕入税額控除が適用されるためには、保存されている帳簿又は請求書等に**真実の相手方の氏名又は名称が記載されていることを要し、ただ単に形式的な記載で足りるというものではない**ことは明らかであると判断し審査請求人の請求を棄却しました。

しかし、また、相手方の住所又は名称のみならず、その住所又は所在地も帳簿又は請求書自体に記載されていない限り、仕入税額控除の要件を充足しないというものであるとすれば、明文の規定に反するものといわなければならないと、課税庁の主張の行過ぎをたしなめ、また、本件の場合には該当しないが、帳簿等に記載された相手方の氏名又は名称がたとえ虚偽であったとしても、その事業者が真正と信ずべき相当の理由がある場合や、やむを得ない場合の、仕入税額控除適用の余地についても可能性を示唆しています。

……………(資料提供 東京税理士データバンク室)